議 案 参 考 資 料

［令和 8 年第 4 回定例会(12 月)］

［担当課(室)係(担当)］

土木課　路政係

議案名

議案第 87 号　桐生市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

道路法施行令(以下「政令」という。)の一部改正に伴い、桐生市が徴収する道路占用料の額について所要の改正を行おうとするものです。

概　要

本市の道路占用料は、政令で定められた指定区間内の国道に係る占用料(以下「国道占用料」という。)の額に準じてその額を定めており、政令の一部改正により国道占用料の額が改定されたことを踏まえ、見直しを行うものです。

(施行期日：令和 9 年 4 月 1 日)

背景・経過

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 39 条において、道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができるとされており、占用料の額は、指定区間内の国道にあっては政令で定められ、その他の道路にあっては道路管理者である地方公共団体が条例で定めることとされています。

占用料については、一般的な土地利用における賃料相当額を徴収するという考え方から、固定資産税評価額及び地価に対する賃料の水準等を基礎として算定を行っており、令和 6 年度に行われた固定資産税評価額の評価替え、地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえ、国道占用料の額を改定した政令が令和 8 年 4 月 1 日から施行されました。